

【改正の概要】

改正箇所	改正後										
<p>●第 14 道路 (3) 文言の削除 <改正前><u>道路築造を行う場合において</u>、開発事業区域内の敷地に接する既存道路は、原則として 6メートル以上の幅員とすること。</p>	<p>開発事業区域内の敷地に接する既存道路は、原則として 6メートル以上の幅員とすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1469 325 1958 766"> <p>道路築造を伴う場合(例示)</p> </div> <div data-bbox="2062 325 2552 766"> <p>道路築造を伴わない場合(例示)</p> </div> </div>										
<p>●第 16 下水道 2 雨水浸透施設設置基準を明確化(表を記載) <改正前><u>開発事業区域内の雨水処理については、開発事業の規模に応じて、浸透施設等の流出抑制施設を設置するとともに、敷地内排水設備については、汚水、雨水別系統とする。</u></p>	<p><u>次の表に定めるところにより、開発事業区域内の雨水処理について、浸透施設等の流出抑制施設を設置するものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象施設</th> <th style="text-align: center;">対策降雨量 1 時間あたり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発行為</td> <td>60 ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>敷地面積が 1,000 平方メートル以上の建築行為</td> <td>60 ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>敷地面積が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の建築行為</td> <td>30 ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>敷地面積が 500 平方メートル未満の建築行為</td> <td>20 ミリメートル</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	対策降雨量 1 時間あたり	開発行為	60 ミリメートル	敷地面積が 1,000 平方メートル以上の建築行為	60 ミリメートル	敷地面積が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の建築行為	30 ミリメートル	敷地面積が 500 平方メートル未満の建築行為	20 ミリメートル
対象施設	対策降雨量 1 時間あたり										
開発行為	60 ミリメートル										
敷地面積が 1,000 平方メートル以上の建築行為	60 ミリメートル										
敷地面積が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の建築行為	30 ミリメートル										
敷地面積が 500 平方メートル未満の建築行為	20 ミリメートル										
<p>●第 21 駐車場の確保等 (1) 集合住宅を建築する場合の計画戸数に応じた駐車場附置基準 (2) 路上駐車防止のための荷さばき等駐車場附置基準について項目を追加</p>	<p>(1) 廃止 (2) <u>計画戸数が 50 戸以上の集合住宅を建築する場合は、複数台の荷さばき等駐車場を設置すること。</u></p>										
<p>●第 26 街づくり協力金の負担 2 文言の追加 3 免除に要する既存住戸の確認方法の変更 <改正前>開発事業事前相談カードを提出した日前 1 年以内の<u>住民票等で確認することができる開発事業区域に居住していた世帯数に限り</u>、…減することができる。</p>	<p>2 <u>市長との協議により、適切と認められる場合に限り</u>、当該金額に相当する土地又は施設の提供をもってこれに代えることができる。 3 開発事業相談カードを提出した日前 1 年以内の<u>既存住戸に限り、市長に届出のうえ</u>、…減することができる。</p>										
<p>●第 27 学校施設(協議対象戸数の引下げ、文言の追加) <改正前>建築計画戸数(単身者用集合住宅を除く。)が <u>100 戸</u>以上の開発事業を施行する場合は、学校施設について市長と協議しなければならない。</p>	<p>建築計画戸数(単身者用集合住宅を除く。)が <u>40 戸(区画)</u>以上の開発事業を施行する場合は、学校施設について市長と協議しなければならない。</p>										
<p>●第 28 児童福祉施設(文言の追加) <改正前>建設計画戸数が 100 戸(区画)以上の開発事業を施行する場合は、児童福祉施設について市長と協議しなければならない。</p>	<p>建設計画戸数(単身者用集合住宅を除く。)が 100 戸(区画)以上の開発事業を施行する場合は、児童福祉施設について市長と協議しなければならない。</p>										
<p>●第 30 生産緑地(項目新設)</p>	<p><u>生産緑地において開発事業を実施する場合は、生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 14 条の規定による行為の制限の解除後に、条例の手続きを進めるものとする。</u></p>										

《お問い合わせ》
 都市整備部 都市計画課 開発景観係 (042-481-7442)